

## 応募要領

### 1 公募件名

令和6年度デジタル人材の採用に係る採用管理システムの利用

### 2 目的及び概要

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、「第4 今後の推進体制 1. デジタル庁の役割と政府における推進体制 （2）政府におけるデジタル改革の推進体制の強化」に、「デジタル庁創設以降に新たに取り組んでいる業務については、成果を得るためには一層加速させる必要があり、また、デジタル庁に求められる役割を適切に果たせるよう、常勤・非常勤の体制強化を図る。」とされており、デジタル分野等における優れた専門的知見を有する民間人材の確保を強力に推進することが必要とされている。

デジタル庁では、採用広報において民間企業の求人サービスを活用し、また募集期間の定めのない通年採用を行うなど、デジタル分野等における優れた専門的知見を有する民間人材の採用に積極的に取り組んできた。しかし、デジタル化の急速な進展や様々な社会課題の複雑さ、困難さの度合いが増す中、これらに適時的確に対応し、効果的かつ円滑な業務執行を図る上では、採用管理システムを活用した採用選考管理を行うことが最も効果的である。

また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）を踏まえ、デジタル庁においても施策を着実に講じ、サイバーセキュリティの強化を図るという方針が出されるところ、採用管理システムにおいても ISMAP-LIU の基準に準拠したサービス利用が求められている。

上記を踏まえ、令和6年度においてもデジタル分野等の専門的知見を有する優秀な民間専門人材を効果的に採用するため、ISMAP 対応版の採用管理システムを利用するべく本調達を行うものである。

### 3 公募期間

令和6年2月26日（月）から令和6年3月26日（火）12時

### 4 契約形態等

請負契約

### 5 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

（1） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意

を得ている者については、この限りではない。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (7) 上記（1）～（6）の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

## 6 応募条件

- (1) ISMAP-LIU に準拠した SaaS システムとして提供可能なこと又は新規に ISMAP-LIU への登録（申請）を前提に提供できるシステムであること。

なお、契約締結時に ISMAP-LIU への登録が完了していない場合は、ISMAP-LIU 登録促進の為に特別措置サービスリストへの申し込みを行い、特別措置期間内に ISMAP-

LIU に向けた外部監査、提供サービスにおけるガバナンス体制の構築およびドキュメント整備等実施すること。

(2) その他、システムの要件などの内容は、別添調達仕様書による。

## 7 応募書類

- (1) 参加申込書（様式 1）
- (2) 誓約書（別記）
- (3) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (4) 提案書

様式は、任意とする。以下の要素を含めること。

ア 採用管理システムの利用に必要なアカウントの付与など仕様書（2 業務内容）に定める要件を満たすことを提案すること。

イ 採用管理システムの提供のための実施体制  
応募条件及び仕様書に定める必要な体制を構築できることの説明を含むこと。

ウ 採用管理システムの導入までのスケジュール  
契約締結からシステム導入までのスケジュールを提案すること。

エ 「6. 応募条件」を満たすことへの説明  
ISMAP-LIU に登録されていることを証明する書類又は特別措置サービスリストへの申し込みを行う意思表示を示した書類（申し込み時のメールのコピーも可）を提出すること。

(5) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）

## 8 その他

ISMAP-LIU への特別措置サービスリストへの申し込みを前提に提案する者については、7. (5) の経費内訳に ISMAP-LIU の登録のために必要な外部監査の経費を見込んだ内訳としても差し支えないが、次年度以降の運用状況評価等の外部監査費用を見込んだ経費内訳としないよう留意すること。

## 9 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って提案書を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和 6 年 3 月 26 日（火）12 時必着
- (2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム（担当：甘楽）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20 階

電話：03-6774-8842（直通）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail : keiyakuall@digital.go.jp

(3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁戦略・組織グループ民間人材採用担当（担当：瀬尾）

電話：03-6841-7681（直通）

E-mail : recruit@digital.go.jp

## 10 契約相手方の決定

### (1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、デジタル庁の採用業務について中断等滞らせることなく遂行するため、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、企画競争へと移行する。

### (2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年3月28日（木）までに、提案者に対して、戦略・組織グループ民間人材採用担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

### (3) 契約

本公募に係る契約締結は、令和6年度当初予算に当該経費が盛り込まれるとともに同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

## 11 その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。